

京都市上下水道局告示第23号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始し、当該供用開始の日から終末処理場による下水を処理すべき区域とし、その処理を行います。

関係図面は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成17年9月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

下水を排除すべき区域	供用開始の日	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の 位置及び名称
山科区 大宅奥山田, 大宅岩屋殿の それぞれの一部	平成17年 9月22日	山科区 大宅奥山田, 大宅岩屋殿の それぞれの一部	分 流	伏見区石田西ノ坪2番地 京都市上下水道局 石田水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)